

# NPO 法人 わさだ夢クラブ定款

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人 わさだ夢クラブ（以下『本クラブ』という。

(事務所)

第 2 条 本クラブは、主たる事務所を大分県大分市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本クラブは、住民の誰もが気軽にスポーツ・文化活動を楽しみ、各自の健康及び体力を維持・向上するとともに、スポーツ・文化の愛好者の増加をめざし、継続的な活動をとおして、夢のある地域づくりを推進することを目的とする

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 本クラブは、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① スポーツ・文化活動に関する事業
  - ② 健康増進・体力向上に関する事業
  - ③ 地域住民相互の親睦を図るための事業
  - ④ 地域自治を目指した新たなまちづくりに関する事業
  - ⑤ 自然環境の保全を推進する事業
  - ⑥ その他本クラブの目的達成のために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種別)

第 6 条 本クラブの会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本クラブの目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本クラブの目的に賛同して事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 本クラブが提供するサービスを利用することができる個人及び団体

#### (入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上 25人以内
  - (2) 監事 2人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、6人以内を副理事長、1人を事務局長、2人以内を事務局次長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長・事務局長・事務局次長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本クラブの職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本クラブを代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、本クラブの業務について、本クラブを代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 事務局長は本クラブの事務および会計を司る。
- 5 事務局次長は事務局長の業務を補佐する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本クラブの業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本クラブの財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本クラブの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本クラブの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後 2 事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 本クラブにその他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、第 13 条 1 項の理事を兼ねることができる。

(顧問)

第 21 条 本クラブに顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は理事会の諮問に応じて本クラブの業務に関し助言を行う。

4 顧問の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

## 第5章 総会

(種別)

第 22 条 本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第 53 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他正に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回とし、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって召集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金と会費及び参加費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 7 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければな

らない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 専門部会

(専門部会の役割)

第 40 条 各専門部会は、本クラブの具体的な事業の計画及び実施にあたる。

(部会の業務)

第 41 条 専門部会は、次のとおりとする。



- ①総務・広報部会 会員・広報に関すること
- ②事業・企画部会 実施する事業に関すること
- ③指導・育成部会 指導、指導者の育成に関すること

(部会長の職務)

第 42 条 部会に部会長を置く。部会長は部会を代表し理事の中から理事会で選出する。

2 部会長は部会を統括し事業原案を作成する。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 本クラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 44 条 本クラブの資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 45 条 本クラブの資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 46 条 本クラブの会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第 47 条 本クラブの会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 48 条 本クラブの事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 本クラブの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 本クラブの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 本クラブが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 55 条 本クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により本クラブが解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 56 条 本クラブが解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡する。

（合併）

第 57 条 本クラブが合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 58 条 本クラブの公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲載して行なう。ただし、貸借対照表の公告については、おおいた NPO 情報バンクおんぼに掲載して行なう。

## 第 11 章 雑則

（細則）

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本クラブの成立の日から施行する。
- 2 本クラブの設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	安東	房吉
副理事長	梅崎	健次郎
同	穴井	三千
同	豊東	浩一
同	漆間	義孝
同	山本	豊
同	栗林	敏勝
事務局長	藤塚	隆弘
事務局次長	芹川	斉之
理事	三原	修
同	佐藤	成美
同	渡邊	フミ子
同	佐藤	豊一
同	安部	章
同	矢幡	紘一
同	小出	眞一
同	浅川	和憲
同	秦	隆信
同	梶原	福人
同	村山	豊光
同	津崎	雅哉
同	江藤	浩通
同	小野	朝美
監事	阿部	秀幸
同	河野	正行

- 3 本クラブの設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本クラブの設立当初の事業計画及び収支予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0 円

	正会員年会費	(個人)	0円
	正会員年会費	(団体)	0円
(2)	賛助会員入会金		0円
	賛助会員年会費	(個人)	0円 (一口以上)
	賛助会員年会費	(団体)	0円 (一口以上)
(3)	利用会員入会金		0円
	利用会員年会費	(個人)	こども(高校生以下) 0円
	利用会員年会費	(個人)	大人 0円
	利用会員年会費	(団体)	0円